

令和8年度栃木県吹奏楽連盟

資料（要項・規定集・申込用紙）

コンクール・コンテスト出場に係わる傷害補償等についてのお願い

各出場団体は当日における不測の事態に備えて、予め団体ごとに傷害（補償）保険への加入をお奨めいたします。

災害発生における連盟行事の運営について

災害発生時、また予め重大な災害が予想される場合の大会参加については、当該団体の学校長、所属長の判断によるものとします。したがって当該事項が発生した場合、参加団体の責任者は速やかに所属長の指示に従って当該行事への参加の可否を決定し、主催者に報告するものとします。

※中止にかかわるコンクール・コンテスト等の参加経費の処理については別に定めます。

また、大会当日における緊急災害（地震・火災等）の場合、審査員席にいる吹連役員（副理事長）が演奏・演技の続行についての可否を判断致します。やむを得ず演奏・演技を中断した場合は、参加部門の最後に再演して頂きますので、ご了承下さい。なお、緊急災害時の避難誘導については、あわてず係員の指示に従うよう児童生徒並びに周知徹底をお願い致します。

東日本大震災の影響を踏まえ、当連盟といたしましても十分な危機管理体制で実施できるよう全力で努めてまいります。各団体におけるご理解ご協力をよろしくお願い致します。

令和8年度主催事業申込一覧			
期 日	事 業	会 場	申込締切日時
令和8年7月29日(水) 令和8年7月30日(木) 令和8年7月31日(金) 令和8年8月8日(土) 令和8年8月9日(日)	[第68回栃木県吹奏楽コンクール] 中学生B (1組) 中学生B (2組) 高校生B 中学生B代表選考会 高校生A [小学生バンドフェスティバル] (ステージ部門) [コンクール] 小学生D・小学生 中学生C・D 高校生C・D 大学、職場・一般 中学生A	宇都宮市文化会館	書面及び Web による申込 令和8年6月25日(木)17:00必着 申込書(書面)郵送 6月22日(月)消印有効 書類が届いた時点で 申込完了とする。
令和8年8月10日(月)	第39回栃木県マーチングコンテスト 第25回栃木県小学生バンド フェスティバル(フロア部門)	栃木県立県南体育館	令和8年8月6日(木)17:00必着 郵送……8月4日(火)消印有効
令和8年12月26日(土) 27日(日)	第58回栃木県アンサンブルコンテスト 小学生、中学生 高等学校、大学、 職場・一般	栃木県教育会館	書面及び Web による申込 令和8年11月26日(木)17:00必着 郵送……11月23日(月・祝)消印有効 小学生、大学、職場・一般 書面及び Web による申込 令和8年12月15日(火)17:00必着 郵送……12月14日(月)消印有効 中学生、高等学校 書類が届いた時点で 申込完了とする。
令和9年2月20日(土) 21日(日)	令和8年度栃木県吹奏楽講習会 スプリングフェスティバル	宇都宮市文化会館	令和9年1月28日(木)17:00必着 郵送……1月26日(火)消印有効
吹奏楽連盟賞 令和9年1月7日(木)受付開始 郵送……2月1日(月)消印有効			2月4日(木)受付終了

栃木県吹奏楽連盟主催の上記事業に関する郵便振込先

加入者名 栃木県吹奏楽連盟会計

口座番号 00310-9-36841

※地区主催事業については、別口座になりますのでご注意ください。

栃木県吹奏楽連盟事務局

〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2F

TEL・FAX 028-632-7978

ホームページ <http://www.tochisuiaren.com>

メールアドレス tochisuiaren-office@topaz.ocn.ne.jp

事務局長 西垣 徹 (栃木県立宇都宮中央高等学校)

令和8年度（2026年度）

第74回全日本吹奏楽コンクール予選
第26回東日本学校吹奏楽大会予選
第32回東関東吹奏楽コンクール予選

第68回 栃木県吹奏楽コンクール参加要項 第25回 東関東小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）

1 コンクール日程

月	日	曜	実施予定部門
7	29	水	中学生B 1組
	30	木	中学生B 2組
	31	金	高校生B
8	8	土	中学生B代表選考会 高校生A
	9	日	小学生D 小学生および小BF（ステージ部門） 中学生C・D 高校生C・D 大学 職場・一般
	10	月	中学生A

*実施部門変更の場合は栃木県吹奏楽連盟ホームページにてお知らせいたします。

2 会 場 宇都宮市文化会館
〒320-8570 栃木県宇都宮市明保野町7-66
T E L 028-636-2121

3 主 催 栃木県吹奏楽連盟・朝日新聞社

4 共 催 公益財団法人 うつのみや文化創造財団

5 後 援 栃木県教育委員会・宇都宮市教育委員会
(申請予定) 栃木県中学校文化連盟・栃木県高等学校文化連盟

6 参加規約

- (1) 別紙「栃木県吹奏楽コンクール実施規定」による。規定に反する行為や違反が発覚した場合は、当該団体を失格または理事会で決定したペナルティーを与えることがある。
- (2) 出演者数の変更は、代表者打合せ会当日の受付時まで認める。
増員する場合は受付時に増員分の経費を納入する。
減員する場合、既納金は返金しない。
- (3) コンクール当日も含め、(2)以外での出演者数の増員は認めない。
反した場合は失格とする。
- (4) コンクール当日の審査について、出演団体関係者による審査員への直接の問い合わせや抗議などは認めない。もしその事実が判明した場合には、当該団体の賞を取り消す場合がある。
- (5) 当該年の連盟会費をその年の定期総会までに納めていない団体は、コンクールへの参加を認めない。
- (6) 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。演奏曲目の著作権の詳細については、出版社あるいは作曲者・編曲者等に確認をとり、許諾書のコピーを参加申込書に添付すること。

(7) ピアノ (YAMAHAフルコン 442Hz調律) のみ楽器の貸出を行う。

ピアノを使用する場合、その使用料・調律料として定められた料金を、当日受付時に納入する。使用を希望する団体は参加申込書の所定の欄に明記し申し込む。また、その後の変更は代表者打合せ会の受付時まで申し出ること。(代表者会受付時以降の、変更及びキャンセルは受け付けない。) ピアノの配置は、ステージ上手(中央より上手側固定)とする。

(8) 代表者打合せ会には代表者が必ず出席すること。やむを得ず欠席する場合は必ず代理人(原則として代表者と同一団体の者)が出席すること。(児童、生徒の代理人は認めない) 代表者打合せ会に出席しない団体は棄権とみなす。

7 課題曲

I	夕映えの丘 (第35回朝日作曲賞受賞作品)	森山 至貴	約4分
II	ザ・ガーズ	星出 尚志	約3分半
III	あつまれ おもちゃのマルチャ!	伊藤 士恩	約3分
IV	管楽器のためのフィナーレ	伊藤 康英	約4分

※課題曲入手方法

全日本吹奏楽連盟から送付される「会報 すいそうがく」に内包されている申込書を用い、直接「全日本吹奏楽連盟」に申し込む。送付されていない団体は県吹連事務局へ問い合わせること。

全日本吹奏楽連盟 〒102-0075 東京都千代田区三番町24 林三番町ビル5階
TEL 03 (3234) 6028 FAX 03 (3234) 1005

8 審査及び表彰

(1) 審査は中学生A、高校生A、大学、職場・一般の各部門においては課題曲と自由曲を、小学生・D、中学生B・C・D、高校生B・C・Dの各部門においては自由曲を、それぞれ「技術」と「表現」の2項目について10段階で評価する。

(2) 審査員の評価のうち上下カットを行った審査項目ごとの合計点に基づき、各部門ごとに金:銀:銅=3:4:3の比率を目安にしてグループ分けを行い、審査員の了承を得て賞を決定すると共に、代表を決定する。

ただし、同点により代表決定が困難な場合には以下の方法により代表団体を決定する。

- ① 対象団体に対する各審査員(7名)の評価を比較し、上位点をつけた審査員数の多い団体を代表とする。
 - ② ①が同数だった場合は審査員による投票とする。
- (3) 審査票並びに審査集計結果一覧表は参加団体に配付する。ただし、審査集計結果一覧表は得点の高い順に並べ替えを行い「審査員名」および「団体得点」を記載する。

9 第32回東関東吹奏楽コンクール県代表推薦団体数

部門	小学生	中学生A	中学生B	高校生A	高校生B	大学	職・一	合計
代表数	3	4	5	4	5	1	3	25
期日	9月13日	9月6日	9月19日	9月5日	9月12日	9月20日	9月20日	
開催会場	茨城県水戸市民会館	栃木県宇都宮市文化会館	千葉県千葉市文化会館	栃木県宇都宮市文化会館	茨城県水戸市民会館	千葉県千葉市文化会館	千葉県千葉市文化会館	

10 参加申込について

- (1) 申込み 以下の書類を作成し、栃木県吹奏楽連盟事務局へ締切日時までに提出する。
(<http://tochisuiren.com/>)

- ① 参加申込書 公印 押印 3部 (原本1 + コピー2)
(Web上で入力、提示されたPDFを印刷し公印を押印)
- ② 負担金支払書・入場券申込書・大会実行委員希望調査書
2部 (原本1 + コピー1)
- ③ 負担金・入場券等の振込受領書のコピー 1部 (②の所定欄に添付)
- ④ 自由曲楽譜表紙コピー (A4にしたもの) 1部
(部門・団体名を明記すること)
- ⑤ 演奏許諾書のコピー・編曲許諾書のコピー 1部 (該当団体のみ)
- ⑥ 出演者名簿 (大学、職場・一般のみ)

※申込後の曲目の変更は認めない。変更した場合はペナルティーを科す。

- (2) 提出先 栃木県吹奏楽連盟事務局
〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2階
栃木県吹奏楽連盟 理事長 三橋 英之 宛

- (3) 申込締切 **令和8年6月25日(木) 17:00 必着 (含: Web申込)**
(郵送の場合6月22日(月) 消印有効)
※郵送の場合は簡易書留を利用すること。
書類が届いた時点で申込完了とします。
※申込締切を過ぎた場合は減点とします。

- (4) その他 小学生・中学生・高校生の部において特別な事情 (教委主催の指名研修、修学旅行等のやむを得ない学校行事など) により出演順について要望がある場合は、団体長名による「要望書」を、参加申込書と共に理事長宛提出すること。
承認の可否については理事会で決定後、該当団体に通知する。

11 コンクール参加のための諸費用

- (1) 参加料 出演者1名につき1,000円 (含: 出演者入場券代金)
1,000×出演者数 (指揮者は含まない)
- (2) プログラム代金
1冊700円 700×(出演者数+希望者数)
- (3) 当日の演奏記録CD-R (業者委託) 代金
2,000円 (1枚のみ: 出演団体は必ず購入)
※コピーフリーのCD-Rです。
- (4) 予約入場券 一般券 1,500円 小・中・高校生券 1,000円
※当日券を販売いたします。
※出演者以外の児童・生徒の鑑賞目的の入場には、小・中・高校生券が必要です。
※5歳以上の未就学児の入場にも小・中・高校生券が必要です。
※5歳未満の乳幼児の入場は原則としてお断りします。
◎出演者には、出演日当日のみ有効の出演者入場券 (無料) を、各団体には無料入場券 (一般券) を2枚、代表者打合会にて配布します。
- (5) 納入方法 上記(1)~(4)の合計金額を指定の振込用紙を用いて下記へ送金してください。申込後の変更はできません。また、一度納入頂いた金額については返金いたしませんのでご了承ください。

送金先 郵便振替 口座番号 00310-9-36841
口座名称 栃木県吹奏楽連盟会計
※振込人住所氏名欄には、必ず団体住所及び団体名を記入する。
通信欄の必要事項を必ず記入する。

12 その他

(1) コンクール収録DVDの販売について

栃木県吹奏楽コンクールの音声や映像の著作権は主催者団体である栃木県吹奏楽連盟に帰属します。従いまして当日の演奏は栃木県吹奏楽連盟が委託した業者のみ収録を許可しています。

また、販売については、販売業者に委託しておりますので、DVDの販売等については、代表者打合会の折、販売業者から詳しい説明があります。各団体の代表者の方はその説明を必ず受け、団員、部員、保護者等の関係者に周知願います。

(2) 問い合わせについて

コンクールに関する連盟事務局への問い合わせは、団体の代表者（顧問、連絡責任者）が行うこと。個人的な問い合わせや、1団体から複数人による問い合わせがあると各々の解釈の違いが生じ、トラブルの原因となる。従って連盟事務局は原則として、団体代表者以外からのコンクールに対する問い合わせは受け付けません。

13 代表者打合せ

(1) 日 時 令和8年7月3日(金) 15:30～

(2) 会 場 パルティとちぎ男女共同参画センター
〒320-0071 宇都宮市野沢町4-1
TEL 028-665-7700

(3) 日 程 15:30 受付

- (予 定)
- ・出演者数増員申請
 - ・諸資料の配付
 - ・舞台配置図3部提出
 - ・予備抽選くじ引き

16:30 開 会

16:40 出演順抽選

17:10 運営要項説明

18:40 事務連絡 出演順一覧表配布

18:50 閉 会

※閉会時間が遅くなるため、児童・生徒（特に小中学生）の会場への同伴は、控えるようご協力ください。

(4) その他 ・代表者または代理人が出席しない場合は原則棄権と見なします。

※代理人：中学生、高校生の部においては同一学校内の職員とします。

小学生の部においては保護者、大学、職場・一般の部においては部員、団員でも可とします。

・代表者または抽選の代理人が開会時刻（16:30）までに会場へ来ていない場合、出演順は原則として部門の一番となります。

・この書面をもって派遣申請といたします。

栃木県吹奏楽コンクール実施規定

改定 平成21年4月1日
平成22年4月1日
平成23年4月1日
平成24年4月1日
平成25年4月1日
平成28年4月1日
平成31年4月1日
令和5年4月1日
令和6年4月1日
令和7年4月1日
令和8年4月1日

(総 則)

- 第1条 コンクールは、栃木県吹奏楽連盟（以下「本連盟」という）に加盟する団体の中から参加申し込みをした吹奏楽団体が参加して毎年7・8月に実施する。
- 第2条 実施期日及び会場は、その年ごとに本連盟理事会でこれを定める。
- 第3条 理事会は毎年総会までに、その年度の栃木県吹奏楽コンクールについての参加要項など必要事項を決定する。

(実施区分 および 参加人員)

- 第4条 実施の部は次の通りとし、参加団体は所属する部に参加するものとする。
- ①小学生の部 ②中学生の部 ③高校生の部
④大学の部 ⑤職場・一般の部
- 2 各部には以下の部門を置く。
- 小学生の部…小学生部門、D部門
中学生の部、高校生の部…A部門、B部門、C部門、D部門
大学の部…大学部門、D部門 職場・一般の部…職場・一般部門、D部門
- ※各部のB部門は、少人数バンドの育成及び活動の場の提供を目的として実施する部門であり、参加するに当たってはその趣旨を尊重して参加すること。
- 第5条 参加人員及び部員数の制限
- 各部門の参加人員は次の通りとする。
- ① 小学生の部 小学生部門・D部門……自由
② 中学生の部 A部門……50名以内 B部門……30名以内
C部門……25名以内 D部門……自由
③ 高校生の部 A部門……55名以内 B部門……30名以内
C部門……25名以内 D部門……自由
④ 大学の部……55名以内 D部門……自由
⑤ 職場・一般の部……65名以内 D部門……自由
- ※指揮者は、この人数に含めない。
※参加申込み人数の増員は各年度のコンクール代表者打ち合わせ受け付け終了時まで認める。
- 2 B部門参加における部員数の制限は以下のとおりとする。ただし、第6条第2項(1)－②、③、(2)－②、③、(3)－②、③の団体については別項でこれを定める。
- 中学生の部、高校生の部 B部門……30名以下
- (部員数：当該年度のコンクール申込時点での2、3年生部員の総数。ただし、同一経営の中学校と高等学校が〇〇〇中学校・高等学校として高校生の部に出場する場合は中学校2、3年生と高等学校2、3年生を合わせた部員の総数。また、中等教育学校が高校生の部に出場する場合は2、3、5、6年生を合わせた部員の総数。)
- 参加人員の条件を満たす目的で、入部制限や、入部時期を遅らせたりするなどの行為を禁止する。大会までに発覚した場合は当該年度のコンクールへの参加は認めない場合が

- ある。また、大会後に発覚した場合は賞を取り消す場合がある。
- 3 第6条第2項の(1)－②、③、(2)－②、③、(3)－②、③に所属する団体が各部・部門へ参加する場合の編成人数の上限は次のとおりとする。
- ① 小学生の部 上限は設けない。
 - ② 高校生の部A部門 該当する部員数または団員数が55名以下とする。
 - ③ 中学生の部B部門、高校生の部B部門 該当する部員数または団員数が30名以下とする。
(部員数・団員数：当該年度のコンクール申込時点における、該当する中学校2、3年生及び高等学校2、3年生の部員・団員の総数)
- ※制限人数を超える団体がB部門へ出場する場合は、上位大会への推薦は行わない。
- 4 楽器搬入補助員は、以下の各項を遵守した上で、参加団体ごとに必ずつけること。
- ① 人数は原則として20名以内とする。
 - ② やむを得ない事情で増員する場合は、その理由と増員数を代表者打ち合わせ受付時までに申請し、理事長の承認を得ること。

(参加形態・資格)

第6条 部員不足により単独の学校単位で参加できなくなる小学生、中学生、高校生へ、参加の機会を広げる趣旨で、小学生の部、中学生の部、高校生の部において以下にあげる参加形態を認める。ただし、構成するそれぞれの学校や地域バンド等は、参加を希望する部門ごとに、栃木県吹奏楽連盟の各部門に加盟登録していなければならない。また、編成するにあたり勝利至上主義的な考えが先行しないよう十分配慮する。なお、年齢については問わない。

2 各部の参加形態

(1) 小学生の部

小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。

イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{*1}で構成された団体。

(2) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園^{*4}内、または同一団体内の小学生の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。

中学生と小学生の合同バンドを認める。

イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

エ 県や市町等の指示により、連盟加盟の拠点校を中心とした合同部活動に所属する未加盟校の生徒は参加を認める。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{*1}、中学生^{*2}で構成された団体。

(3) 高校生の部

高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

以下の条件のもと単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、各々の学校長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校として本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{*1}、中学生^{*2}、高校生^{*3}で構成された団体。

(4) 大学の部

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※¹ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※² 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

※³ 高校生

学校教育法に定める高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校後期課程（3年間）、特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。

※⁴ 同一経営の学園

学校代表者（学園長・学院長・学校長）が同一人であるものをいう。

3 その他、第6条第2項(1)－②、③、(2)－②、③、(3)－②、③に該当しない団体の参加については、理事会で参加の可否を決定する。

第7条 各部・各部門の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 小学生の部

構成メンバーは、小学校に在籍し、第6条第2-(1)、3項の団体に所属している小学生^{*1}とする。

(2) 中学生の部A部門

構成メンバーは、中学校に在籍し、第6条第2-(2)、3項の団体に所属している中学生^{*2}とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）

(3) 中学生の部B部門

構成メンバーは、中学校に在籍し、第6条第2-(2)、3項の団体に所属している中学生とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）

ただし、県コンクールA部門に出演する団体は、上位大会への推薦対象としない。

(4) 高校生の部A部門

構成メンバーは、高等学校に在籍し、第6条第2-(3)、3項の団体に所属している高校生^{*3}とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。）

(5) 高校生の部B部門

構成メンバーは、高等学校に在籍し、第6条第2-(3)、3項の団体に所属している高校生とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。）

ただし、県コンクールA部門に出演する団体は、上位大会への推薦対象としない。

(6) 大学の部

構成メンバーは、同一大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(7) 職場・一般の部

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第9条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

※一般団体に所属する小学生、中学生、高校生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となる。

- ・構成員のうち小学生のみで小学生の部に出場する場合。
→小学生部門への加盟登録も必要。
- ・構成員のうち中学生のみ、または小学生及び中学生で、中学生の部に出場する場合。
→中学生部門への加盟登録も必要。
- ・構成員のうち高校生のみ、または小学生や中学生を併せて、高校生の部に出場する場合。
→高校生部門への加盟登録も必要。

第8条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出演することは認めない。また課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第9条 指揮者の資格については制限しないが、次の事項は厳守すること。

- ① 課題曲・自由曲とも同一人が指揮をすること。
 - ③ 小学生の部を除くすべての部において、同一指揮者が本規定第4条に定める同一の部の二つ以上の団体を重複して指揮することは認めない。
- ※小学生の部においては、複数の代表団体が、同一指揮者により上部大会へ参加することは認めない。

第10条 参加者の資格に疑義があるときは、出演停止または入賞取り消しの処分をすることがある。
※職場・一般部門については、楽器名・氏名を記載した出演者名簿を、大学部門については、楽器名・氏名・学部・学科・学年を記載した出演者名簿を、参加申込時に栃木県吹奏楽連盟事務局へ提出すること。

(課題曲・自由曲および演奏時間)

第11条 (編成)

課題曲は、スコアに指定された編成とする。

自由曲の編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用および曲中のスキヤット（声）は認める。なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする場合がある。

- 2 課題曲・自由曲ともにヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器（エレキベースを含む）を使用することはできない。

第12条 中学生の部A部門、高校生の部A部門、大学の部、職場・一般の部に出演する団体は、その年度に選定された課題曲を演奏し、後に各自選定の自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

第13条 小学生の部、中学生の部B部門、高校生の部B部門及び各部C部門、D部門に出演する団体は、自由曲一曲を演奏して審査を受けるものとする。（A部門の課題曲を用いてもよい）

- 2 ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器（エレキベースを含む）を使用することはできない。ただし、小学生の部においては、低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。また、各C部門においては、木管楽器、金管楽器、打楽器等の補助として電子楽器の使用を認める。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンクールに出演することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後（没後）およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。
3) 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

第15条 演奏時間は課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。自由曲のみの部門は7分以内とする。演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。各部門とも演奏時間が超過した場合は失格として審査の対象としない。

第16条 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、申込時にその旨を栃木県吹奏楽連盟に申請（参加申込書に記入）し、許可を受けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または、下手から上手に移動することはできない。

第17条 指揮台、指揮者用譜面台、演奏者用譜面台は常設とする。(ただし、小学生の部は除く)

第18条 ステージ上へハープの台やコントラバスの台、自前の反響板や平台等を持ち込むことはできない。

第19条 演奏開始時刻に間に合わなかった団体は、原則として失格とし、審査の対象としない。

第20条 出演順序は毎年代表者打合会において決定する。ただし、実施部門順はその年度ごとに理事会において決定する。

(演奏に関する諸権利)

第21条 コンクール出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は本連盟に帰属し、本連盟がこれを利用することについてコンクール出演者は何らの異議を申し立てることができない。

- ・ラジオ、テレビ等の放送をすること。
 - ・利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
 - ・DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
 - ・写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。
- ※参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査員並びに表彰)

第22条 栃木県吹奏楽コンクールの審査員はその年ごとに理事会が選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として7名とする。

第23条 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。

上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合、小学生、中学校、高等学校の部においてはその年度の指導者(指揮者)の参加を認めない。大学、職場・一般の部においては当該団体のコンクール参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消す。

第24条 審査方法は理事会の定める栃木県吹奏楽コンクール審査内規による。

第25条 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の2/7以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第26条 表彰は部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(東関東吹奏楽コンクールへの推薦)

第27条 東関東吹奏楽コンクールへの推薦団体数は次の通りとする。

各部・部門の金賞団体の中から、年度ごとに東関東吹奏楽連盟が決定する団体数を栃木県代表として推薦する。ただし、レベル審査による場合は金賞団体以外から推薦する場合がある。

令和8年度代表団体数

小学生の部	3団体
中学生の部 A部門	4団体
中学生の部 B部門	5団体
高校生の部 A部門	4団体
高校生の部 B部門	5団体
大学の部	1団体
職場・一般の部	3団体

東関東吹奏楽コンクールへの出演順は、推薦を受けた団体により栃木県分について新たに抽選し決定する。

(その他)

第28条 コンクール実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第29条 その他開催上の細目については理事会がこれを定める。

第30条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

令和8年度（2026年度）

第45回全日本小学生バンドフェスティバル予選
第25回東関東小学生バンドフェスティバル予選

第25回 栃木県小学生バンドフェスティバル(ステージ部門) 参加要項

- 1 大会日程 令和8年8月9日(日)
- 2 会 場 宇都宮市文化会館
〒320-8570 栃木県宇都宮市明保野町7-66
T E L 028-636-2121
- 3 主 催 栃木県吹奏楽連盟・朝日新聞社
- 4 後 援 栃木県教育委員会・宇都宮市教育委員会
(申請予定) 栃木県中学校文化連盟・栃木県高等学校文化連盟

5 参加規約

- (1) 別紙「小学生バンドフェスティバル実施規定」による。規定に反する行為や違反が発覚した場合は、当該団体を失格または理事会で決定したペナルティを与えることがある。
- (2) 出演順は、栃木県小学生バンドフェスティバルステージ部門代表者打合せ（コンクール代表者打合せと同時開催）において各参加団体による抽選で決定する。
- (3) 出演者数の変更は、代表者打合せ会当日の受付時まで認める。
増員する場合は受付時に増員分の経費を納入する。減員する場合、既納金は返金しない。
- (4) フェスティバル当日も含め、(2)以外での出演者数の増員は認めない。
反した場合は失格とする。
- (5) 大会当日の審査について、出演団体関係者による審査員への直接の問い合わせや抗議などは認めない。もしその事実が判明した場合には、当該団体の賞を取り消す場合がある。
- (6) 当該年の連盟費をその年の定期総会までに納めていない団体は、大会への参加を認めない。
- (7) 著作権の存在する楽曲を編曲して使用する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。演奏曲目の著作権の詳細については、出版社あるいは作曲者・編曲者等に参加団体において確認をとり、許諾書のコピーを参加申込書に添付すること。
- (8) ピアノ（YAMAHAフルコン 442Hz調律）のみ楽器の貸出を行う。
ピアノを使用する場合、その使用料・調律料として定められた料金を、当日受付時に納入する。
使用を希望する団体は参加申込書の所定の欄に明記し申し込む。
また、その後の変更は代表者打合せ会の受付時まで申し出ること。（代表者会受付時以降の、変更及びキャンセルは受け付けない。）ピアノの配置は、ステージ上手（中央より上手側固定）とする。
- (9) 代表者打合せ会には代表者が必ず出席すること。やむを得ず欠席する場合は必ず代理人（原則として代表者と同一団体の者）が出席すること。（児童、生徒の代理人は認めない）代表者打合せ会に出席しない団体は棄権とみなす。

6 審査および表彰

- (1) 審査員は、小学生バンドフェスティバルステージ部門においては「技術」「表現」の2項目について10段階で評価する。
- (2) 審査員の評価のうち上下カットを行った審査項目ごとの合計点に基づき、金：銀：銅のグループ分けを行い、審査員の下承を得て賞を決定すると共に、東関東小学生バンドフェスティバルステージ部門への推薦団体を決定する。
ただし、同点により推薦団体決定が困難な場合には以下の方法により推薦団体団体を決定する。
 - ① 対象団体に対する各審査員（7名）の評価を比較し、上位点をつけた審査員数の多い団体を代表とする。
 - ② ①が同数だった場合は審査員による投票とする。
- (3) 審査票並びに審査集計結果一覧表は参加団体に配付する。ただし、審査集計結果一覧表は得点の高い順に並べ替えを行い「審査員名」および「団体得点」を記載する。

7 第25回東関東小学生バンドフェスティバルステージ部門県代表推薦団体数

第25回東関東小学生バンドフェスティバルステージ部門

令和8年9月13日(日) 茨城県 水戸市民会館

栃木県代表推薦団体数

小学生バンドフェスティバルステージ部門 1団体

8 参加申込・参加料納入について

- (1) 申込み 参加申込書3部（原本1＋コピー2）を栃木県吹奏楽連盟事務局へ、締切期日までに提出すること。【Webによる申込は行わない】
- (2) 提出先 〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2F
栃木県吹奏楽連盟 理事長 三橋 英之 宛
- (3) 申込締切 **令和8年6月25日(木) 17:00 必着**
(郵送の場合6月22日(月) 消印有効)
※郵送の場合は簡易書留を利用すること
- (4) 諸費用
 - ① 参加料 出演者1名につき1,000円（含：出演者入場券代金）
1,000×出演者数（指揮者は含まない）
 - ② プログラム代金
1冊700円 700×（出演者数＋希望者数）
 - ③ 当日の演奏記録CD-R（業者委託）代金
2,000円（1枚のみ：出演団体は必ず購入）
※コピーフリーのCD-Rです。
 - ④ 予約入場券 一般券 1,500円 小・中・高生券 1,000円
※当日券を販売いたします。
※出演者以外の児童・生徒の鑑賞目的の入場には、小・中・高生券が必要です。
※5歳以上の未就学児の入場にも小・中・高生券が必要です。
※5歳未満の乳幼児の入場は原則としてお断りします。
◎出演者には、出演日当日のみ有効の出演者入場券（無料）を、各団体には無料入場券（一般券）を2枚、代表者打合会にて配布します。
 - ⑤ 納入方法 上記①～④の合計金額を指定の振込用紙を用いて下記へ送金してください。申込後の変更はできません。また、一度納入頂いた金額については返金いたしませんのでご了承ください。

送 金 先 郵便振替 口座番号 00310-9-36841

口座名称 栃木県吹奏楽連盟会計

※振込人住所氏名欄には、必ず団体住所
及び団体名を記入する。

通信欄の必要事項を必ず記入する。

9 代表者打合せ（県吹奏楽コンクール代表者打合せと同時開催）

- (1) 日 時 令和8年7月3日(金) 15:30 ~
(2) 会 場 パルティとちぎ男女共同参画センター
〒320-0071 宇都宮市野沢町4-1
TEL 028-665-7700

- (3) 日 程 15:30 受 付
(予 定) ・出演者数増員申請
・諸資料の配付
・舞台配置図3部提出
・予備抽選くじ引き

16:30 開 会
16:40 出演順抽選
17:10 実施要項説明
18:40 事務連絡 出演順一覧表配布
18:50 閉 会

※閉会時間が遅くなるため、児童・生徒（特に小中学生）の会場への同伴は、控えるようご協力
ください。

- (4) その他 ・代表者または代理人が出席しない場合は原則棄権と見なします。
※代理人：中学生、高校生部の部においては同一学校内の職員とします。
小学生の部(含：小バンフェス)においては保護者、大学、職場・一般の部にお
いては部員、団員でも可とします。
・代表者または抽選の代理人が開会時刻（16:30）までに会場へ来ていない場合、
出演順は原則として部門の一番となります。
・この書面をもって派遣申請といたします。

10 その他

- (1) 小学生バンドフェスティバルステージ部門収録DVDの販売について
本大会の音声や映像の著作権は主催者団体である栃木県吹奏楽連盟に帰属します。
従いまして当日の演奏は栃木県吹奏楽連盟が委託した業者のみ収録を許可しています。個人に
よる撮影・録音・録画は禁止となります。
また、販売については、販売業者に委託しておりますので、DVDの販売等については、代表
者打合会の折、販売業者から詳しい説明があります。各団体の代表者の方はその説明を必ず受け、
団員、部員、保護者等の関係者に周知願います。
- (2) 問い合わせについて
本大会に関する連盟事務局への問い合わせは、団体の代表者（顧問、連絡責任者）が行うこと。
個人的な問い合わせや、1団体から複数人による問い合わせがあると各々の解釈の違いが生じ、
トラブルの原因となる。従って連盟事務局は原則として、団体代表者以外からの本大会に対する
問い合わせは受け付けない。

2026年度 全日本小学生バンドフェスティバル・ステージ部門の 「ステージ演奏上のルール」

ルール設定の原則

- 演奏場所がフロアからステージに変わったことにより、準備から演奏、片付けに至る環境が大きく変わった。
- そのことにより、いっそう出演者・補助者の安全と円滑な進行を配慮する重要性が増した。
- 以下の内容は、2026年度会場「府中の森芸術劇場」におけるルールであり、今後変更することもある。全国大会に出場することとなった団体はこのルールに沿って準備すること。

舞台環境

- ・ひな壇および反響板（コンクール仕様）
- ・椅子、譜面台使用（会場備品） 但し、譜面台及び指揮台の使用は任意
- ・舞台照明は生明かりの固定
 - ・原則下手間口入場、上手間口退場
- ・入退場に保護者の支援可
 - ・入場から退場まで10分廻し

分野	対象項目	内訳又は使用目的	可	条件付可	不 可	備考・理由	
舞 台 持 込	台車（コロ付）	ドラムセット用			×	搬出入口付近の段差、間口の広さ。 バックヤードの混雑。 ※但し、バス・トラック等から楽器置き場 や舞台袖までの移動は可。	
		キーボード用			×		
		キーボードアンプ用			×		
		エレキギターアンプ用			×		
	衝立・パネル板	背景描写 小道具の格納 衣装替え場所 紙のパネル				×	倒壊に対する安全を確保するため。 円滑な舞台転換の妨げになるため。 舞台設備損傷防止。 但し、放り投げないこと（紙製・1辺が1m以内）。
						×	
						×	
				○			
	反響板	Hr等の音響効果用				×	反響板設置の舞台環境であり、さらに安全を確保するため。
	のぼり旗	演出効果・背景				×	安全を確保するため。舞台設備損傷防止。
	ポンポン	演出小道具		○			但し、後片付けが迅速に出来ること。 切れ端が舞台上に落ちないように工夫すること。
	フラッグ・バトン	演出小道具				×	安全を確保するため。舞台設備損傷防止。
	ライフル	演出小道具				×	安全を確保するため。舞台設備損傷防止。
	ステッキ・杖	演出小道具				×	安全を確保するため。舞台設備損傷防止。
	風船・鞠つき	演出小道具		○			但し、客席に放り投げない、投げ入れないこと。
	お手玉・ヨーヨー	演出小道具		○			但し、客席に放り投げない、投げ入れないこと。
	ポケットチーフ・ バンダナ等の スカーフや帽子	身に付ける。振る等	○				
	クラッカー・ピストル等	クラッカー、花火等				×	火薬の使用が疑われるものは厳禁。
	自団体の横断幕、看板					×	設置及び片付けの時間を要するため。
	紙テープ、紙飛行機、 紙吹雪					×	安全を確保するため。片付けに時間を要するため。
フラッシュの使用			○			児童の手で持ってこられる程度の物。	
グラスハーブ、 グラスハーモニカ、 ウォーターゴングなど	水を使用した楽器				×	但し、水笛は可。	
足踏み台	演奏用補助備品	○				持ち込みとする。舞台設備損傷防止すること。	
持込椅子			○			必要最小限とする。事前に届け出ること。	
管・ 打楽器 以外	キーボードベース (バスマスター等)			○		スムーズな移動と安全を確保すること。	
	キーボード	シンセ等		○		※但し電子オルガン（エレクトーン等）は不可。	
	キーボードアンプ		○			電源3カ所。	
	ベースアンプ	エレキ& キーボードベース用	○				
	エレキベース		○				
ピアノ		○				※ステージ準備済み・上手固定。	
そ 他	マイク使用				×	歌・ハミング等の声出しは可。	
	オフステージ			○		楽譜に指定ある場合のみ（要事前連絡）。	
	ステージ以外演奏				×	ステージ（含花道）以内で演奏すること。	
	ステージ上での 移動、演技			○		原則として指揮台又は指揮者より前に出ないこと。	
衣装替え			○			必要最小限（極力控える）。	

令和8年度（2026年度）

第39回全日本マーチングコンテスト予選
第45回全日本小学生バンドフェスティバル予選
第32回東関東マーチングコンテスト予選
第25回東関東小学生バンドフェスティバル予選

第39回 栃木県マーチングコンテスト 第25回 栃木県小学生バンドフェスティバル(フロア部門) 参加要項

- 1 大会日程 令和8年8月24日(月)
- 2 会 場 栃木県立県南体育館
〒323-0042 栃木県小山市外城371番地1
- 3 主 催 栃木県吹奏楽連盟・朝日新聞社
- 4 後 援 栃木県教育委員会・小山市教育委員会
(申請予定) 栃木県中学校文化連盟・栃木県高等学校文化連盟

5 参加規約

- (1) 別紙「栃木県マーチングコンテスト・小学生バンドフェスティバル実施規定」による。規定に反する行為や違反が発覚した場合は、当該団体を失格または理事会で決定したペナルティを与えることがある。
- (2) 出演順は、栃木県吹奏楽連盟事務局で決定する。
- (3) 出演者数の増員は認めない。
- (4) 大会当日の審査について、出演団体関係者による審査員への直接の問い合わせや抗議などは認めない。もしその事実が判明した場合には、当該団体の賞を取り消す場合がある。
- (5) 当該学年の連盟費をその年の定期総会までに納めていない団体は、大会への参加を認めない。
- (6) 著作権の存在する楽曲を編曲して使用する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。演奏曲目の著作権の詳細については、出版社あるいは作曲家・編曲者等に確認をとり、許諾書のコピーを参加申込書に添付すること。

6 審査及び表彰

- (1) 審査は、小学生バンドフェスティバルにおいては「技術」「表現」の2項目について、マーチングコンテストB部門においては「演奏（技術）」「演奏（表現）」「演技（技術）」「演技（表現）」の4項目について、マーチングコンテストA部門においては「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行

進の美しさ」「音楽と動きの調和」の4項目について10段階で評価する。

- (2) 審査集計係は、審査項目ごとの合計点に基づき、各部門ごとに演奏・演技のレベルに応じて、審査員の了承を得て金賞・銀賞・銅賞を決定するとともに、代表を決定する。
- (3) 審査票並びに審査集計結果一覧表は参加団体に配付する。ただし、審査集計結果一覧表は得点の高い順に並べ替えを行い「審査員名」および「団体得点」を記載する。

7 第32回東関東マーチングコンテスト

第25回東関東小学生バンドフェスティバル県代表推薦団体数

第32回東関東マーチングコンテスト・第25回東関東小学生バンドフェスティバル
令和8年10月4日(日) 神奈川県 小田原アリーナ

栃木県代表推薦団体数

マーチングコンテストA部門	3団体
マーチングコンテストB部門	4団体
小学生ステージ部門	1団体（吹奏楽コンクールと同時開催）
小学生フロア部門	2団体

8 参加申込・参加料納入について

- (1) 申込み 以下の書類を栃木県吹奏楽連盟事務局へ締切日時までに提出する。
 - ① 参加申込書 3部（原本1＋コピー2）
 - ② 演奏楽譜表紙のコピー（A4サイズ） 1部（団体名を明記すること）
 - ③ 演奏許諾書のコピー・編曲許諾書のコピー 1部（該当団体のみ）
- (2) 提出先 〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2F
栃木県吹奏楽連盟 理事長 三橋 英之 宛
- (3) 申込締切 **令和8年8月6日(木) 17:00 必着**
(郵送の場合8月4日(火) 消印有効)
※郵送の場合は簡易書留を利用すること。
- (4) 大会当日の提出書類
下記書類を大会当日に受付に提出すること。
 - ・演奏演技申請書 3部
 - ・A部門規定課題演技申請書（マーチングコンテストA部門参加団体のみ） 3部
- (5) 参加料 大会当日受付にて納入すること。
 - ・参加料 200円×出演者数（指揮者、副指揮者、DM、SDMを含む）
 - ・審査料 1団体10,000円
 - ・当日の演奏記録DVD（業者委託・コピーフリー）2,000円

9 その他 撮影・録音・録画は禁止となります。

栃木県マーチングコンテスト実施規定

大会の基本理念

この大会は「コンサートバンドがそのまま演奏しながらパレードをしよう」という一貫したコンセプトのもとで開催されており、過度な演出や華美な服装を求めてはいません。

多くのバンドにコンサート活動とともにマーチング活動も気軽に取り組んでいただきたいと願っております。

(総 則)

第1条 この大会は「栃木県マーチングコンテスト」という。

第2条 栃木県マーチングコンテストは、栃木県吹奏楽連盟加盟団体のうち、参加申し込みをした吹奏楽団体が参加して毎年8月に実施する。

第3条 実施会場・日時などの必要事項については、栃木県吹奏楽連盟理事会（以下、理事会という）で定める。

2 理事会は毎年3月末日までに、翌年度の開催要項を決定する。

(実施区分および部門・参加資格)

第4条 実施区分は「小学生の部」「中学生の部」「高校生以上の部」の3部制とする。

第5条 部門は「A部門」「B部門」の2部門とする。

2 小学生の部においては「B部門」のみとする。

第6条 部員不足により単独の学校単位で参加できなくなる小学生、中学生、高校生へ、参加の機会を広げる趣旨で、小学生の部、中学生の部、高校生の部への校内外で活動する単独校や複数校混合の団体の参加を認める。ただし、構成するそれぞれの学校や地域バンド等は、参加を希望する部門ごとに、該当する吹奏楽連盟の各部門に加盟登録していなければならない。また、編成するにあたり勝利至上主義的な考えが先行しないよう十分配慮する。

2 各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複し出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 小学生の部

参加資格は小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態

② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。

イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{*1}で構成された団体。

(2) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生^{*1}）

の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。

中学生と小学生の合同バンドを認める。

イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

エ 県や市町等の指示により、連盟加盟の拠点校を中心とした合同部活動に所属する未加盟校の生徒は参加を認める。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{*1}、中学生^{*2}で構成された団体。

(3) 高校生以上の部における高校生参加資格および参加形態

高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

以下の条件のもと単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、各々の学校長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校として本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{*1}、中学生^{*2}、高校生^{*3}で構成された団体。

※¹ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※² 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

※³ 高校生

学校教育法に定める高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校後期課程(3年間)、特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。

※⁴ 同一経営の学園

学校代表者(学園長・学院長・学校長)が同一人であるものをいう。

(4) 大学 構成メンバーは、同一大学(大学院も含む)に在籍している学生とする。

(5) 職場・一般 構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

3 その他、第6条第1項①-②、③に該当しない団体の参加については、理事会で参加の可否を決定する。

- 4 マーチングコンテストB部門に出演した団体は、他の部門に出演する事はできない。

(演奏・演技)

〈A部門〉

- 第7条 参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメジャー、指揮者はこの人数に含めない。
なお、規定課題の実施中、原則としてドラムメジャーは隊列の先頭に位置し、指揮を行うこと。
また、ドラムメジャーは1名とする。
- 第8条 参加団体は、全日吹連がその年度ごとに定めた規定課題を演技しなければならない。なお、違反が認められた場合は理事会で検討し、嚴重注意・減点等のペナルティを科す場合がある。
- 第9条 編成は、木管楽器・金管楽器および打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。
- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。
 - 3 その他詳細については、全日吹連が定めた規定課題の「2. 手具・大道具・使用楽器・指揮者」の項に準ずる。
- 第10条 出演時間は6分以内とする。
- 2 出演時間とは、演奏（合唱等を含む）または演技開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は審査の対象としない。計時開始のタイミングは、出演団体が30mのラインの中に入りフォーメーションを整えた後、演奏開始、または奏者の誰かが動き始めたら演技開始とみなし計時を開始する。（ただしドラムメジャーの動きは除く）
 - 3 出演時間の開始と終了は本部係員が判定する。
 - 4 演奏前の待機から演奏開始までの時間および演奏後の退場については計時を行わないが、スムーズな進行に協力いただきたい。ただし、事故の無いよう落ち着いて移動すること。
- 第11条 演奏曲目は自由とする。
- 第12条 服装は自由とする。

〈B部門〉

- 第13条 時間規定のみA部門に準ずるが、その他は一切の制約を受けないものとする。

(著作権)

- 第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに本大会に出場することは認めない。
- (注) 1) 作曲者の死後（没後）およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
- 2) 編曲の許諾は、日本著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。
 - 3) 出版楽譜であっても、日本国内で演奏許諾がないものがある。

(演奏に関する諸権利)

- 第15条 マーチングコンテスト出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は栃木県吹奏楽連盟に帰属し、東関東吹奏楽連盟がこれを利用することについてマーチングコンテスト出演者は何らの異議を申し立てることができない。
- ① ラジオ、テレビ等の放送をすること。
 - ② 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。

- ③ DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
- ④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査・表彰)

第16条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 2 審査員の数は3名とする。
- 3 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。

上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、小学校、中学校、高等学校以上の部においてはその年度の指導者（指揮者）の参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消しとする。

- 4 審査の方法は、別に定める審査内規による。
- 5 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の3分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第17条 表彰は、部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

- 2 演技時間を超過した時は失格とし、審査の対象としないが、参加賞を与える事ができる。
- 3 出演開始時刻に間に合わなかった団体は、原則失格として審査の対象としない。

(県代表の決定)

第18条 金賞団体の中で、参加申込書にて「上部大会に出場可」とした団体より東関東吹連より示された団体数を、栃木県代表として東関東マーチングコンテストに推薦・報告する。

- 2 東関東マーチングコンテストに要する費用は出演団体の負担とする。

(その他)

第19条 栃木県マーチングコンテスト実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催・後援および協賛団体を持つことができる。

第20条 栃木県マーチングコンテスト実行委員は、その年ごとに選出する。

第21条 栃木県マーチングコンテスト実施に関して、本規定以外に必要と認めた基準については、全日吹連から示されるところによる。

第22条 本規定に関する内規及び実施細目等は、理事会がこれを定める。

第23条 緊急の事態が生じた場合は大会本部で協議し決定する。

第24条 この規定は、理事会の議決により改定する事ができる。

第25条 (付 則)

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

この規定は、平成30年4月1日より施行する。

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

この規定は、令和8年4月1日より施行する。

栃木県小学生バンドフェスティバル実施規定

(総 則)

- 第1条 この大会は「栃木県小学生バンドフェスティバル」という。
- 第2条 栃木県小学生バンドフェスティバルへは、栃木県吹奏楽連盟加盟団体のうち、参加申し込みをした吹奏楽団体が参加して毎年8月に実施する。
- 第3条 実施会場・日時などの必要事項については、栃木県吹奏楽連盟理事会（以下、理事会という）で定める。
- 2 理事会は毎年3月末日までに、翌年度の開催要項を決定する。

(実施部門・実施方法)

- 第4条 ステージ部門およびフロア部門に分け、それぞれ独立した大会として実施する。なお、ステージ部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、フロア部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。
- 2 同一団体が両部門に出場することを認める。

(参加規定)

- 第5条 参加人員は次のとおりとする。
- ステージ部門……65名以内（指揮者は含まない。）
フロア部門……80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない。）
- 2 保護者の参加（手伝い）は、打楽器等の搬入・搬出に限る。演奏中の参加（手伝い）は禁止とする。
- 第6条 参加資格は、全日本吹奏楽連盟（以下「全日吹連」という）に加盟し、栃木県吹奏楽連盟に所属する団体で、構成メンバーは小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 2 参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校 従来どおりの参加形態
- ② 合同バンド
以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。
- ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。
イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。
ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。
- ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生^{※1}で構成された団体。
- (注) 部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域バンドの参加を認める。
- ※¹ 小学生
学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍す

る児童をいう。

- 3 その他、第6条第1項②、③に該当しない団体の参加については、理事会で参加の可否を決定する。

第7条 大会参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

第8条 出演順序は事務局において決定する。

- 2 部および部門の順序は、その年ごとに理事会で定める。

(演奏・演技・著作権)

第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。ただし、手具の使用については当該年度に全日本吹奏楽連盟から出される規定に則るものとする。

- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。
- 3 メジャーバトンとカラーガードのフラッグの放り投げを禁止する。

第9条 出演時間は次のとおりとする。

ステージ部門……7分以内

フロア部門………6分以内

- 2 出演時間とは、演奏（合唱等を含む）または演技開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は審査の対象としない。マーチング部門の計時開始のタイミングは、出演団体が30mのラインの中に入りフォーメーションを整えた後、演奏開始、または奏者の誰かが動き始めたら演技開始とみなし計時を開始する。（ただしドラムメジャーの動きは除く）
- 3 出演時間の開始と終了は本部係員が判定する。
- 4 演奏前の待機から演奏開始までの時間および演奏後の退場については計時を行わないが、スムーズな進行に協力いただきたい。ただし、事故の無いよう落ち着いて移動すること。

第10条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでフェスティバルに出演することは認めない。

- (注)
- 1) 作曲者の死後（没後）およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
 - 2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。
 - 3) 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

第11条 演奏曲目は自由とする。

第12条 演奏形態は任意とするが、演奏形態によってステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分けるものとする。

第13条 服装は自由とする。

(演奏に関する諸権利)

第14条 小学生バンドフェスティバル出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は栃木県吹奏楽連盟に帰属し、栃木県吹奏楽連盟がこれを利用することについて小学生バンドフェスティバル出演者は何らの異議を申し立てることができない。

- ① ラジオ、テレビ等の放送をすること。
- ② 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
- ③ DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。

④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査・表彰)

第15条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。(ただし、ステージ部門はコンクールに準ずる。)

2 審査員の数は3名とする。

3 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。

また、審査員への金品等の贈与は禁止する。

上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、その年度の指導者(指揮者)の参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消しとする。

4 審査の方法は、別に定める審査内規による。

5 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の3分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第16条 表彰は、ステージ部門およびフロア部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 演技時間を超過した時は失格とし、審査の対象としないが、参加賞を与える事ができる。

3 出演開始時刻に間に合わなかった団体は、原則失格として審査の対象としない。

(県代表の決定)

第17条 金賞団体の中で、参加申込書にて「上部大会に出場可」とした団体から、東関東吹奏楽連盟より示された団体数を栃木県代表として東関東小学生バンドフェスティバルに推薦・報告する。

2 同一小学校が「全日本小学生バンドフェスティバル」と「東日本学校吹奏楽大会」の両大会へ出演することはできない。

3 東関東小学生バンドフェスティバルに要する費用は出演団体の負担とする。

(その他)

第18条 栃木県小学生バンドフェスティバル実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催・後援および協賛団体を持つことができる。

第19条 栃木県小学生バンドフェスティバル実行委員は、その年ごとに選出する。

第20条 栃木県小学生バンドフェスティバル実施に関して、本規定以外に必要と認めた基準については、全日吹連から示されるところによる。

第21条 本規定に関する内規及び実施細目は、理事会がこれを定める。

第22条 緊急の事態が生じた場合は大会本部で協議し決定する。

第23条 この規定は、理事会の議決により改定する事ができる。

第24条 (付 則)

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

この規定は、令和8年4月1日より施行する。

令和8年度（2026年度）

第50回全日本アンサンブルコンテスト予選
第32回東関東アンサンブルコンテスト予選

第58回 栃木県アンサンブルコンテスト参加要項

1 各地区・県アンサンブルコンテスト日程（予定）

月	日	曜	部 門	地 区	会 場
12	5	土	中学生1組、県央高等学校	県央地区	大正堂くろいそみるひいホール (那須塩原市黒磯文化会館)
	6	日	中学生2組、県北高等学校	県北地区	
	12	土	中学生1組、高等学校1組	県南地区	芳賀町民会館
	13	日	中学生2組、高等学校2組		
	26	土	小学生、中学生	県	栃木県教育会館
	27	日	高等学校、大学、職場・一般		

*実施部門変更の場合は栃木県吹奏楽連盟ホームページにて確認してください。

2 会 場 栃木県教育会館
〒320-0066 栃木県宇都宮市駒生1-1-6
T E L 028-621-7177

3 主 催 栃木県吹奏楽連盟・朝日新聞社

4 後 援 栃木県教育委員会・宇都宮市教育委員会
(申請予定) 栃木県中学校文化連盟・栃木県高等学校文化連盟

5 参加規約

- (1) 別紙「栃木県アンサンブルコンテスト実施規定」による。規定に反する行為や違反が発覚した場合は、当該団体を失格または理事会で決定したペナルティーを与えることがある。
- (2) 申込後の出演者数や出演者の変更は、原則として認めない。
ただし、法定伝染病などの突発的な理由により欠員または、出演者変更になる場合は、それを認める。
※出演者変更については学校長名の「出演者変更願」を当日受付時に理事長宛、提出する。
- (3) コンテスト当日の審査について、出演団体関係者による審査員への直接の問い合わせや抗議などは認めない。もしその事実が判明した場合には、当該団体の賞を取り消す場合がある。
- (4) 当該年の連盟費をその年の定期総会までに納めていない団体は、コンテストへの参加を認めない。
- (5) 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。演奏曲目の著作権の詳細については、出版社あるいは作曲者・編曲者等に確認をとり、許諾書のコピーを参加申込書に添付すること。
- (6) 楽器の貸出は行わない。
- (7) 出演順は各地区大会終了後、抽選し決定する。

- (8) 申込遅れ、申込後の曲目の変更は減点とする。
- (9) 地区アンサンブルコンテストを通過し、本大会に出場する場合、メンバー及び曲目の変更は認めない。また、県代表として推薦された場合、本大会に出場した人数及びメンバーを変更して、東関東アンサンブルコンテストへ出場することはできない。
- (10) 県代表グループが、東関東アンサンブルコンテストへの参加申込締め切り日以降に参加を辞退した場合、次年度のアンサンブルコンテスト（地区）への参加を認めない場合がある。

6 審査及び表彰

- (1) 審査は小学生、中学生、高等学校、大学、職場・一般の各部門において自由曲を、それぞれ「技術」と「表現」の2項目について10段階で評価する。
- (2) 審査員席は、1階席中央に設定します。
- (3) 審査員の評価のうち審査項目ごとの合計点に基づき、各部門ごとに金：銀：銅＝3：4：3の比率を目安にしてグループ分けを行い、審査員の了承を得て賞を決定すると共に、金賞団体の中から審査員の順位点により、代表を決定する。ただし、同点により代表決定が困難な場合には以下の方法により代表グループを決定する。
 - ① 対象団体に対する各審査員の評価を比較し、上位点をつけた審査員数の多いグループを代表とする。
 - ② ①が同数だった場合は審査員による投票とする。
- (4) 審査集計結果一覧表は得点の高い順に並べ替えを行い、「審査員名」および「グループ得点」を記載します。

7 第32回東関東アンサンブルコンテスト県代表推薦グループ数

部 門	小学生	中学生	高等学校	大 学	職・一
代表数	5	7	7	2	6

※東関東アンサンブルコンテストへの推薦グループは、1団体2グループまでとなります。

期 日 令和9年1月23日 小学生 高等学校 大学

24日 中学生 職場・一般

会 場 神奈川県 茅ヶ崎市民文化会館

8 参加申込について

- (1) 申 込 み 以下の書類を、Web上で入力・作成・印刷し、栃木県吹奏楽連盟事務局へ、締切日時までに提出すること。(http://tochisuiaren.com/)
 - ① 参加申込書 3部（原本1＋コピー2）
 - ② 負担金支払書 1部
 - ③ 負担金の振込受領書のコピー 1部（②に添付）
 - ④ 使用楽譜表紙コピー（A4にしたもの） 1部
（部門・団体名を明記すること）
 - ⑤ 演奏許諾書のコピー・編曲許諾書のコピー 1部（該当団体のみ）
 - ⑥ 個人情報の取り扱いに関する承諾書（県南地区の中学校・高等学校を除く）
- ※申込後の曲目の変更は認めない。変更した場合はペナルティーを科す。

- (2) 提出先 栃木県吹奏楽連盟事務局
〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2階
栃木県吹奏楽連盟 理事長 三橋 英之 宛
- (3) 申込締切 **令和8年11月26日(木) 17:00 必着 Web申込**
(郵送の場合 11月23日(月祝) 消印有効) 小学生、大学、職場・一般
令和8年12月15日(火) 17:00 必着 Web申込
(郵送の場合 12月14日(月) 消印有効) 中学生、高等学校
※申込締切を過ぎた場合は減点とします。
書類が届いた時点で申込完了とします。
※郵送の場合は簡易書留を利用すること。
- (4) その他 小学生・中学生・高等学校において特別な事情(教委主催の指名研修、修学旅行等
のやむを得ない学校行事など)により出演順について要望がある場合は、団体長名に
よる「要望書」を、参加申込書と共に理事長宛提出すること。
承認の可否については理事会で決定後、該当団体に通知する。

9 コンテスト参加のための諸費用

- (1) 参加料 1グループにつき9,000円
参加負担金 500円×出演者数(含:出演者入場券代金)
- (2) プログラム代金 1冊700円 700円×(出演者数+希望者数)
- (3) DVD代金 1グループにつき1,800円
- (4) CD-R代金 1グループにつき1,000円
当日渡しCD-R(業者委託)
※コピーフリーのCD-Rです。
- (5) 予約入場券 一般券 1,000円 小・中・高生券 800円
※当日券を販売します。
※出演者以外の児童・生徒の鑑賞目的の入場には、小・中・高生券が必要です。
※5歳以上の未就学児の入場にも小・中・高生券が必要です。
※5歳未満の乳幼児の入場は原則としてお断りします。
◎出演者には、出演日当日のみ有効の出演者入場券(無料)を、各団体には無料入場券(一般券)を2枚、郵送します。
(小・中・高は団体住所、大・職一は連絡責任者住所)
- (6) 納入方法 上記(1)~(5)の合計金額を指定の振込用紙を用いて下記へ送金してください。申込後の変更はできません。また、一度納入頂いた金額については返金いたしませんのでご了承ください。

送金先 郵便振替 口座番号 00310-9-36841

口座名称 栃木県吹奏楽連盟会計

※振込人住所氏名欄には、必ず団体住所及び団体名を記入する。

通信欄の必要事項を必ず記入する。

10 「参加申込書」記入上の注意

- ・団体名 全日本吹奏楽連盟（各県吹奏楽連盟）に登録してある正式名を記入する。
例：〇〇市立〇〇〇中学校
- ・編成 下表1のように記入。
- ・演奏曲名 外国曲の場合、必ず「日本名」「欧文名」の両方を記入する。
組曲等は具体的に「楽章」等も記入する。
- ・作曲者名 日本名の場合は漢字とフリガナ、外国名の場合はカタカナ名と Spelling を記入する。
編曲者名 Spelling はフルネームで正しく記入する。
- ・パート名 氏名の右（ ）内に記入する。例：クラリネット1st=「Cl.1」楽器名略号は下表2を参照する。打楽器を使用する場合は、「打楽器について」の欄にも正確に記入する。

職場・一般団体へのお願い

- ・団体所在地は、各グループ出演代表者（連絡責任者）の個人宅ではなく、全日本吹奏楽連盟（各県吹奏楽連盟）に登録してある住所の記入をお願いします。

※演奏曲スコア表紙のA4コピー（曲名、作・編曲者名、出版社がわかるもの）を申込書に同封し、栃木県吹奏楽連盟事務局へ送付する。団体の都合により申込書の郵送（書留）が締切に間に合わない場合でも、スコア表紙のコピーを締切までにFAXにて送信する。

※演奏許諾書は貸し譜（レンタル譜）の場合も必要となりますので、申込の際に出版社より送付された演奏許諾書（合意書）のコピーも必ず送付する。

表1 「アンサンブルコンテスト編成名称表」

アンサンブルコンテストにおいては全日本の表記法にならない以下の編成名称を使用いたします。申し込みの際には十分ご注意ください。なお、以下の表記に従っていない場合、申込書に書かれた編成名称を訂正する場合がございますので予めご了承ください。

金管	木管	打楽器	コントラバス		東関東	備考
○	×	×	×	→	金管○重奏	Euph・Tuba のみの編成も金管○重奏とする。
×	○	×	×	→	木管○重奏	ホルンを含む場合は可
×	×	○	×	→	打楽器○重奏	
○	×	○	×	→	金管○重奏	
×	○	○	×	→	木管○重奏	
○	○	×	×	→	管楽○重奏	
○	○	○	×	→	管楽○重奏	
○	×	×	○	→	金管○重奏	
×	○	×	○	→	木管○重奏	
○	○	×	○	→	管楽○重奏	
○	×	○	○	→	金管○重奏	
×	○	○	○	→	木管○重奏	
○	○	○	○	→	管楽○重奏	

※1 同一楽器のみの場合は、「(楽器名) ○重奏」となる。

例) クラリネット○重奏、サクソフォン○重奏、トランペット○重奏など。

※2 持ち替えも含め少数の打楽器やコントラバスが加わる場合は主体となる編成名称のみで表記する。

※3 打楽器が主体となっている場合は少数の管楽器やコントラバスが加わっていても打楽器○重奏で表記する。

※4 編成名称が分からない場合は、東関東吹奏楽連盟事務局までお問い合わせください。

表2 「楽器名略語一覧」

略 語	楽 器 名	略 語	楽 器 名
Picc	Piccolo	Fl	Flute
A.Fl	Alto Flute	Ob	Oboe
E.Hr	English Horn	Bsn	Bassoon
EsCl	Es Clarinet	Cl	Clarinet
A.Cl	Alto Clarinet	Basset	Basset Horn
B.Cl	Bass Clarinet	C.A.Cl	Contra Alto Clarinet
C.B.Cl	Contra Bass Clarinet	S.Sax	Soprano Saxophone
A.Sax	Alto Saxophone	T.Sax	Tenor Saxophone
B.Sax	Baritone Saxophone	Bs.Sax	Bass Saxophone
P.Trp	Piccolo Trumpet	Trp	Trumpet
Cor	Cornet	Flug	Flugelhorn
Hrn	Horn	A.Hrn	Alto Horn
Trb	Trombone	B.Trb	Bass Trombone
Euph	Euphonium	Bari	Baritone Horn
Tub	Tuba ※	St.B	String Bass
Timp	Timpani	Perc	Percussion
S.Dr	Snare Drum	B.Dr	Bass Drum
Glock	Glockenspiel	Mari	Marimba
Xylo	Xylophone	Vib	Vibraphone

※ Tuba には Bass を含む

11 その他

- (1) 写真撮影、録音、録画は禁止します。
- (2) ステージ配置図は、当日「受付」に3部提出すること。
- (3) 打楽器アンサンブルで参加する場合、ステージ配置図に使用楽器名及び配置を詳細に記入すること。
- (4) 著作権の存在するオリジナルアンサンブル曲を演奏するにあたり、指定の人数を変更（編曲）して演奏する場合は「編曲許諾書」「演奏許諾書」のコピーを必ず申込書に添付すること。演奏が許可されない場合があります。

栃木県アンサンブルコンテスト実施規定

改定 令和8年4月1日

(総 則)

第1条 栃木県アンサンブルコンテストは、中学生、高等学校部門にあつては各地区大会で選出されたグループが、小学生、大学、職場・一般にあつては参加申込日までに申し出た本連盟に加盟する団体に所属するグループが参加して毎年12月に実施する。

第2条 実施会場は、その年ごとに栃木県吹奏楽連盟常任理事会でこれを定める。

第3条 選出母体となる栃木県吹奏楽連盟（以下「本連盟」という）各地区は次の通りとする。

県北地区（塩那支部、上都賀支部）

県央地区（宇河支部）

県南地区（下都賀支部、芳賀・真岡支部、佐野・足利支部）

第4条 理事会は総会までに、その年度の栃木県アンサンブルコンテストについての参加要項など必要事項を決定する。

(実施部門 および 参加人員)

第5条 実施部門は次の通りとし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。

①小学生部門 ②中学生部門 ③高等学校部門 ④大学部門 ⑤職場・一般部門

第6条 各グループの編成は3名以上8名までとする。原則として中学生、高等学校部門にあつては、地区大会の参加人数を越えてはならない。

(資 格)

第7条 各部門の参加資格は、本連盟に加盟する団体に所属するグループに加え、次の通りとする。

① 小学生部門

構成メンバーは、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

② 中学生部門

構成メンバーは、同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している中学生とする。（同一経営の学園内小学生の参加は認める）

③ 高等学校部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）

④ 大学部門

構成メンバーは、同一大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。

⑤ 職場・一般部門

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

第8条 同一奏者が二つ以上のグループに重複して出演することは認めない。

第9条 参加者の資格に疑義があるときは、出演停止または入賞取り消しの処分をすることがある。

(編成・演奏・著作権)

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成およびリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

4 楽器を全く使用しない演奏（手拍子や足踏み等のみ）は認めない。

5 ピアノ、チェレスタ、チェンバロ、オルガン等の鍵盤楽器およびハープの使用は認めない。

第11条 演奏者は、原則として中学生、高等学校部門にあっては、地区大会と同一メンバーとする。

万が一メンバーの変更の要が生じた場合、その理由と変更メンバーを事前に各地区部会長を通して申請し、理事長の承認を得るものとする。

第12条 出演グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。中学生、高等学校部門にあっては、演奏曲は地区大会で演奏したものとする。

第13条 演奏時間は5分以内。これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第14条 出演順は抽選とする。

2 抽選方法は、その年の理事会で決定する。

第15条 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、申込時にその旨を参加申込書に記入し、許可を受けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または下手から上手に移動することはできない。

第16条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンテストに出演することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後（没後）およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。

3) 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

第17条 演奏開始時刻に間に合わなかった団体は、原則失格とし、審査の対象としない。

(演奏に関する諸権利)

第18条 コンテスト出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は栃木県吹奏楽連盟に帰属し、栃木県吹奏楽連盟がこれを利用することについてコンテスト出演者は何らの異議を述べることができない。

① ラジオ、テレビ等の放送をすること。

② 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。

③ DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。

④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査・表彰)

第19条 栃木県アンサンブルコンテストの審査員はその年ごとに理事会が選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。

第20条 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。ま

た、審査員への金品等の贈与は禁止する。上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、次年度における当該団体のアンサンブルコンテスト参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消しとする。

第21条 審査方法は理事会の定める栃木県アンサンブルコンテスト審査内規による。

第22条 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の5分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第23条 表彰は部門ごとに金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。タイムオーバーのグループには参加賞を贈る。

(地区代表)

第24条 栃木県アンサンブルコンテスト中学生、高等学校部門に各地区より選出するグループ数は、その年の11月の理事会において決定する。ただし、同一団体からの推薦は3グループまでとする。

第25条 各地区は原則として、栃木県アンサンブルコンテスト開催日の2週間以前に地区コンテストを実施し、中学生、高等学校部門の代表グループを栃木県吹奏楽連盟に推薦する。

(東関東アンサンブルコンテストへの推薦)

第26条 東関東アンサンブルコンテストへの推薦グループ数は次の通りとする。

- ① 各部門の金賞グループの中で、参加申込書にて「上位大会に出場可」としたグループより下記のグループ数を、東関東アンサンブルコンテストへ栃木県代表として推薦する。

〔()内の数字は栃木県主管の年度における推薦数〕

小学生部門	5 (6) グループ
中学生部門	7 (8) グループ
高等学校部門	7 (8) グループ
大学部門	2 グループ
職場・一般部門	6 (7) グループ

※ただし、同一団体からの推薦は2グループとする。

- ② 東関東アンサンブルコンテストへの出演順は、東関東吹奏楽連盟が決定する。

(その他)

第27条 コンテスト実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第28条 栃木県アンサンブルコンテストの実行委員会は、その年度ごとに選出する。

第29条 その他開催上の細目については理事会が定める。

第30条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

第31条 (付 則)

この規定は、令和8年4月1日より施行する。

令和8年度（2026年度）

令和8年度 栃木県吹奏楽講習会の開催について

日頃から本連盟の活動につきまして、特段のご支援・ご指導をいただき厚く御礼申し上げます。
このたび、本連盟加盟団体の部員及び指導者を対象として、栃木県吹奏楽講習会を下記により開催します。

つきましては、関係児童・生徒並びに指導者の参加にあたりまして、ご高配いただけますようお願い申し上げます。なお、参加希望者は別紙申込書を用い、締め切り日までに、郵送またはFAXにて申し込みください。

ご不明な点は事務局へお問い合わせください。

記

- 1) 名 称 令和8年度 栃木県吹奏楽講習会
- 2) 期 日 令和9年2月20日(土) 10:00～15:00
- 3) 会 場 宇都宮市文化会館
(〒320-8570 宇都宮市明保野町7-66 TEL 028-636-2121)
- 4) 主 催 栃木県吹奏楽連盟・朝日新聞社
- 5) 対 象 中学校・高等学校吹奏楽部全ての部員及び連盟加盟団体(小・中・高・大・一般)
指導教諭並びに指導者
- 6) 講 師 未定
- 7) 内 容 テーマ「自分たちで作る練習」
・顧問の先生が不在の時に生徒たちだけでどのような練習を行うか。
・「チューニング」「基礎合奏」「曲の練習」をどのように進めていくか。
午前は木管楽器・金管楽器・打楽器に分かれてそれぞれの練習方法について講習
午後は楽曲を用いた合奏の講習の予定
- 8) 受 講 料 参加費 一人1,000円(傷害保険料を含む) ※当日受付にて納入
- 9) 携 帯 品 楽器、譜面台、筆記用具、昼食、JBCバンドスタディー(持っている者のみ持参)
- 10) 日 程 2月20日(土)
9:30 受付【大ホールホワイエ】
10:00 開会【大ホール】
10:00～12:00 講習
12:00～12:45 昼食
13:00～14:30 講習
14:30 演奏披露(当日配布する練習曲)
15:00 解散
- 11) 参加申込 〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2階
栃木県吹奏楽連盟事務局 宛
TEL 028-632-7978 FAX 028-632-7978
- 12) 申し込み 令和9年1月28日(木) 17:00必着(郵送もしくはFAX)
締め切り (郵送の場合 1月26日(火) 消印有効)

令和8年度（2026年度）

栃木県吹奏楽講習会 スプリングフェスティバル参加要項

1 目 的

オフシーズンのこの時期は、次年度に向けての大切な時期で、生徒が目標をもって練習に取り組めるよう、連盟所属団体及び栃木県で活動している吹奏楽の活動団体が一堂に会し、互いの演奏を披露しあう場を提供し、現段階での演奏の課題等について専門家よりアドバイスをもらう機会を設置するべく、演奏会形式の大会を実施する。

2 日 程 令和9（2027）年2月21日(日)

*進行表等は栃木県吹奏楽連盟ホームページにて確認してください。

当日合わせて開智国際大学教育学部教授石田修一氏による講習会「電子楽器活用講座 ハモデを使った魅力的なコンサートの創り方2～ハモデは基礎練習だけじゃもったいない！ハモデだってコンサートの主役になりたいんだ!!～」を開催します。

3 会 場 宇都宮市文化会館 大ホール
〒320-8570 栃木県宇都宮市明保野町7-66
T E L 028-636-2121

4 主 催 栃木県吹奏楽連盟・朝日新聞社

5 共 催 公益社団法人 うつのみや文化創造財団

6 後 援 栃木県教育委員会・宇都宮市教育委員会
(申請予定) 栃木県中学校文化連盟・栃木県高等学校文化連盟

7 参加にあたり

- (1) 演奏時間は8分以内で、出演は出入りも含めて10分とします。ただし、進行表の作成時に変更する場合があります。
- (2) 出演者数の変更は、大会当日の受付時まで認めます。
- (3) 本フェスティバルのみ吹奏楽連盟に非加盟の団体の参加も認めます。
- (4) 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければなりません。演奏曲目の著作権の詳細については、出版社あるいは作曲者・編曲者等に確認をとり、許諾書のコピーを参加申込書に添付してください。
- (5) 打楽器とピアノ（YAMAHAフルコン 442Hz調律予定）のみ楽器の貸出を行います。使用する打楽器を舞台配置図の所定の欄に○を記入してください。ピアノの使用を希望する団体は参加申込書の所定の欄に明記し申し込んでください。また、大会当日受付時まで申し出てください。ピアノの配置は、ステージ上手（中央より上手側固定）とします。

貸出楽器一覧 (予定)

① ティンパニ	ヤマハTP-8332R・8329R・8326R・8323R		
② バスドラム	ヤマハCB-9036	③ マリンバ	ヤマハYM-5100A
④ チャイム	ヤマハCH-500	⑤ ドラ	KMK KG-36
⑥ ドラムセット	ヤマハRecordingCustom トム10・12・16インチ スネア14インチバス22インチ HH14インチ Cym17・19・20インチ	⑦ ビブラフォン	ヤマハYV-3910J
⑧ シロフォン	ヤマハYX-350A	⑨ グロッケン	ヤマハYG-2500
⑩ ベースアンプ	Marshall Modell525	⑪ ピアノ	ヤマハフルコン
その他 ティンパニ椅子、マレットスタンド、電源 ※小物はステージ配置図をご覧ください。			

※貸出楽器のメーカー等が変更になる場合があります。

※ソロや歌などで使用するマイク等はホールで準備しますが、リハーサルができないため使用にあたっては十分にご注意ください。ステージ配置図にマイクの位置と使用楽器を記載してください。使用できるマイクの最大数は、ソロ用2本、ワイヤレスマイク2本です。

※照明は一般の生明かりのみです。ホールの関係で舞台上の色付け等はできません。

※貸出楽器以外の楽器を大道具搬入口から搬入する場合、打楽器奏者と楽器搬入補助員は、楽器搬入時間に打楽器を大道具搬入口から搬入してください。

(6) 出演順については、厳正なる抽選を行い、栃木県吹奏楽連盟ホームページにて進行表を公表します。当日はその進行表に従い行動してください。

8 参加申込について

(1) 申込み 以下の書類を、栃木県吹奏楽連盟事務局へ、締切日時までに郵送またはFAXにて提出してください。

- ① 参加申込書 1部
- ② 負担金支払書・大会実行委員希望調査書 1部
- ③ 演奏曲楽譜表紙コピー (A4にしたもの) 1部
(部門・団体名を明記すること)
- ④ 演奏許諾書のコピー・編曲許諾書のコピー 1部 (該当団体のみ)

(2) 提出先 栃木県吹奏楽連盟事務局
〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2階
栃木県吹奏楽連盟 理事長 三橋 英之 宛

(3) 申込締切 **令和9年1月28日(木) 17:00 必着**
(郵送の場合1月26日(火) 消印有効)
※郵送の場合は、昨今の遅延を見込んで早めにお送りください。
※申込締切を厳守、遅れそうな場合はご一報ください。

(4) その他 特別な事情により出演順について要望がある場合は、参加申込書に記載してください。

9 参加のための諸費用

- (1) 参加料 出演者1名につき500円 ※非加盟団体は出演者1名につき800円
(500円×出演者数(指揮者、応援の児童・生徒・団員は含まない))
- (2) 当日の演奏記録CD-R代金
500円(出演団体は必ず購入)
- (3) 記録用DVD代金
2,500円(出演団体は必ず購入)
- (4) 納入方法 上記(1)~(3)の合計金額を当日受付で納入してください。

10 その他

- (1) 収録DVDの販売について
栃木県吹奏楽講習会スプリングフェスティバルの音声や映像の著作権は主催者団体である栃木県吹奏楽連盟に帰属します。従いまして当日の演奏は栃木県吹奏楽連盟が委託した業者のみ収録を許可しています。
また、販売については、販売業者に委託しておりますので、DVDの販売等については、業者からの案内に従ってください。
- (2) 問い合わせについて
本フェスティバルに関する連盟事務局への問い合わせは、団体の代表者(顧問、連絡責任者)が行ってください。個人的な問い合わせや、1団体から複数人による問い合わせがあると、各々の解釈の違いが生じトラブルの原因となりますので、ご遠慮ください。

令和8年度（2026年度）

東関東・栃木県吹奏楽連盟賞の推薦について

令和8年度小学生・中学校・高等学校の吹奏楽部員（器楽クラブ員）の卒業見込み者を対象として下記のとおり表彰しますので、該当する児童生徒の推薦をお願いいたします。

記

- 1 東関東吹奏楽連盟賞（中・高校生）
吹奏楽部員として特に活躍し、同部発展のために尽くした生徒1名。
- 2 栃木県吹奏楽連盟賞（小・中・高校生）
吹奏楽部員（器楽クラブ員）として2年以上在部し、素行に問題がなく、活躍した児童・生徒。
人数の制限はありません。
- 3 推薦方法
別紙の推薦書に必要事項を記入し、栃木県吹奏楽連盟事務局宛 郵送。（電話・FAX不可）
栃木県吹奏楽連盟事務局
〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2階
TEL・FAX 028-632-7978
- 4 受付期間
受付開始：令和9年1月7日(木)
締 切：令和9年2月4日(木) 16:00必着
郵送消印 令和9年2月1日(月) 消印有効